農地の賃借料情報について

滑川町内の農地について、令和6年1月から令和6年 12 月までに締結 (公告)された賃貸借における賃借料水準(10a あたり/年)は、以下のとおりです。

(1)水田(基盤整備)

平均賃借料(円)	最高賃借料(円)	最低賃借料(円)	データ数
6,000 円	6,000円	5,500円	85

(2)水田(未整備)

平均賃借料(円)	最高賃借料(円)	最低賃借料(円)	データ数
3,000円	3,000円	3,000円	2

(3)畑

平均賃借料(円)	最高賃借料(円)	最低賃借料(円)	データ数
6,800 円	8,100円	3,000円	17

※ 実際に締結した賃貸借契約(使用貸借を除き、物納支給は玄米価格で換算)の賃借料に関するデータに基づきます。

【参考法令】

農地法(昭和27年7月15日法律第229号)

(情報の提供等)

第52条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整 に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、 借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うも のとする。